

福岡市商工金融資金制度の一部改正について

令和7年4月1日に福岡市商工金融資金制度が下記のとおり改正されます。

ご不明な点がございましたら、保証協会までお問い合わせください。

記

1. 主な改正内容

(1) 商工業振興資金（経営者保証非提供枠）の継続実施

全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」（国補助制度）の資格要件を満たし、保証料を0.15%（国の保証料補助後）もしくは0.35%（国の保証料補助後）上乘せすることで経営者保証免除を選択することが可能となります。

資金名	商工業振興資金（経営者保証非提供枠）																																																
融資対象	全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の申込資格要件に該当するもの																																																
準拠する保証制度	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度																																																
資金使途	運転資金・設備資金																																																
融資限度額	8,000万円（SN（4号、5号）の場合は別枠8,000万円）																																																
保証人	不要																																																
担保	不要																																																
保証期間	10年以内（据置1年以内）																																																
融資利率	1.70%																																																
信用保証料	<p>【一般関係無担保】0.36%～1.66%（福岡市の保証料補助後）に保証料0.15%もしくは0.35%上乘せ（国の保証料補助0.10%考慮後）</p> <p>事業者負担保証料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.15%上乘せ</td> <td>1.81%</td> <td>1.66%</td> <td>1.46%</td> <td>1.33%</td> <td>1.13%</td> <td>0.98%</td> <td>0.86%</td> <td>0.66%</td> <td>0.51%</td> </tr> <tr> <td>0.35%上乘せ</td> <td>2.01%</td> <td>1.86%</td> <td>1.66%</td> <td>1.53%</td> <td>1.33%</td> <td>1.18%</td> <td>1.06%</td> <td>0.86%</td> <td>0.71%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【SN4号】0.71%（福岡市の保証料補助後）に保証料率0.15%もしくは0.35%上乘せ（国の保証料補助0.10%考慮後）</p> <p>【SN5号】0.61%（福岡市の保証料補助後）に保証料率0.15%もしくは0.35%上乘せ（国の保証料補助0.10%考慮後）</p> <p>事業者負担保証料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>SN4号</th> <th>SN5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.15%上乘せ</td> <td>0.86%</td> <td>0.76%</td> </tr> <tr> <td>0.35%上乘せ</td> <td>1.06%</td> <td>0.96%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の保証料補助は当初保証料のみです。（変更保証料は福岡市の補助を除いた全額が事業者負担となります。）</p>										料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0.15%上乘せ	1.81%	1.66%	1.46%	1.33%	1.13%	0.98%	0.86%	0.66%	0.51%	0.35%上乘せ	2.01%	1.86%	1.66%	1.53%	1.33%	1.18%	1.06%	0.86%	0.71%		SN4号	SN5号	0.15%上乘せ	0.86%	0.76%	0.35%上乘せ	1.06%	0.96%
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																								
0.15%上乘せ	1.81%	1.66%	1.46%	1.33%	1.13%	0.98%	0.86%	0.66%	0.51%																																								
0.35%上乘せ	2.01%	1.86%	1.66%	1.53%	1.33%	1.18%	1.06%	0.86%	0.71%																																								
	SN4号	SN5号																																															
0.15%上乘せ	0.86%	0.76%																																															
0.35%上乘せ	1.06%	0.96%																																															
取扱期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日保証協会受付分まで																																																

(2) 経営改善サポート資金の改正（「経営改善サポート枠」の廃止・「経営改善・再生支援強化枠」の創設）

当資金の「経営改善サポート枠」が準拠する全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」の取扱いが令和7年3月31日保証協会申込受付分をもって終了することから、対象要件が後継制度の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」に準拠したものに变更されます。

資金名	福岡市経営改善サポート資金（経営改善・再生支援強化枠）									
融資対象	全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の申込資格要件に該当するもの									
準拠する保証制度	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度									
資金使途	事業再生計画の実施に必要な事業資金（運転・設備）									
融資限度額	2億8,000万円									
返済期間	15年以内（据置3年以内）									
融資利率	1.20%									
信用保証料	0.20%（※基準保証料率0.80%～1.20%に対し、国が0.50%～0.90%補助、福岡市が0.10%補助） ※国の保証料補助は当初保証料のみです。（変更保証料は福岡市の補助を除いた全額が事業者負担となります。）									
取扱期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日保証協会受付分まで									

2. 取扱開始日

令和7年4月1日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以上